

議案第 6 1 号

交野市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

交野市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 4 年 1 0 月 3 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げ、関係諸制度を導入する
等したいため。

交野市職員の高齢者部分休業に関する条例案

交野市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号。以下この条において「給与条例」という。）

第15条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の規定により、減額すべき給与額の計算については、給与条例第15条の2の規定を準用する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を交野市職員の退職手当に関する条例（昭和47年条例第19号）第8条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において同条第6項中「前各項」とあるのは「前各項及び交野市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年条例第 号）第4条」と、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び交野市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承

認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

